



がんばる『ふるさと』を応援してください

ふるさと島本応援寄附金

～ふるさと納税制度～

(平成 23 年 8 月改定)

島本町では、平成 20 年度からスタートしたふるさと納税制度を利用して、全国のみなさんからいただいた寄附金を島本のまちづくりに活用することを目的とした「ふるさと島本応援寄附金制度」を創設しました。

全国の皆様から寄せられた寄附金をもとに、魅力ある島本のまちづくりに活用させていただきます。皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

大阪府島本町

ふるさと納税とは？

ふるさと納税制度は、平成20年4月30日に改正された地方税法で新たに導入された制度です。

ふるさとに対し、貢献又は応援したいという方の想いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金制度の大幅な拡充という形で導入されました。

地方公共団体に対して寄附を行った場合、2,000円を超える金額が、寄附金控除として、個人住民税と所得税をあわせて一定限度まで控除されます。

ふるさと島本応援寄附金とは？

島本町では、ふるさと納税制度に対応するため、みなさんからいただいた寄附金を島本のまちづくりに活用することを目的とした「ふるさと島本応援寄附金制度」を創設しました。

みなさんからいただいた寄附金は、基金に積み立て、ご指定いただいた事業に活用いたします。

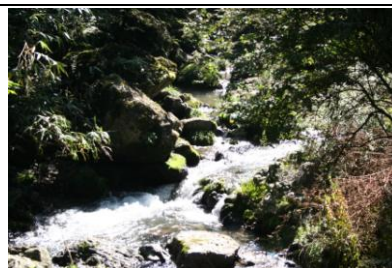
寄附金の使途の指定

みなさんの想いを活かしていくため、次のような使途を設定しています。ご寄附いただく際には、使途をご指定ください。

◎ 提案メニュー

●自然環境の保全・活用に関する事業


森林の整備や保全、地下水の保全、水無瀬川など水辺環境の整備や保全など



●福祉に関する事業

障害者福祉、高齢者福祉など



<p>●文化・芸術に関する事業</p> <p>歴史文化資料館の運営、史跡の整備、文化財の保護など</p>	
<p>●教育に関する事業</p> <p>小・中学校教育の充実、子どもの安全、図書館の充実など</p>	
<p>●指定なし（事業の指定がない場合は、町長が事業の指定を行います。）</p>	

ご寄附いただいた方に

島本町へ寄附していただいたすべての方には、感謝の気持ちを込めて、感謝状とポストカードを、また、平成23年1月1日以降に1万円以上ご寄附いただいた方には、町指定文化財第一号『水無瀬駒』のオリジナル携帯ストラップも併せて贈呈いたします。



※水無瀬駒について

水無瀬駒は、町内にある水無瀬神宮の宮司を務める水無瀬家に約400年間伝わる将棋の駒です。安土桃山時代の公家で能筆家として知られた水無瀬兼成（1514年～1602年）の作で、高級材である黄楊（つげ）を用い、作者と制作年が特定できる最古の将棋駒といわれています。水無瀬家は、かつて3代にわたって将棋の駒銘を書き、「駒の銘は水無瀬家の筆を以って宝とす」といわれました。「水無瀬駒」は、水無瀬家で作られた将棋駒の総称ですが、中でも兼成は特に有名で、89歳で亡くなるまでの間に天皇や公家、大名などの依頼により700組を超える将棋駒を作ったといわれています。

手続きの案内

「ふるさと島本応援寄附金」によりご支援くださる方は、以下の手続きによりご寄附いただきますようお願いいたします。

◎ ふるさと島本応援寄附金申込書の提出

「ふるさと島本応援寄附金申込書」により、寄附のお申し込みをお願いいたします。

①「ふるさと島本応援寄附金申込書」に、寄附金の額、用途の指定（事業の種類の中から選択）等をご記入ください。

②ご記入後、郵便、ファックスまたは持参のいずれかの方法により、島本町総合政策部政策推進課まで提出してください。

※ご希望の方には、「ふるさと島本応援寄附金申込書」を郵便、ファックスでお送りします（島本町役場のホームページからでもダウンロードできます）。

※寄附金の額は、寄附をされる方が自由に決めていただくことになります。

◎ 寄附金の納入方法

寄附金の納入は、「納入書」、「口座振込」、「現金書留」、「窓口持参」のいずれかの方法になります。

※納入方法は、「ふるさと島本応援寄附金申込書」提出の際に選択してください。

① 納入書払いによる場合（振込手数料は無料です。）

受付後に、納入書を郵送いたしますので、下記の取扱い金融機関で寄附金を納入してください。

取扱い金融機関

りそな銀行、京都銀行、東京三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、滋賀銀行、池田泉州銀行、近畿大阪銀行、関西アーバン銀行、摂津水都信用金庫、住友信託銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫、近畿労働金庫、高槻市農業協同組合

の各大阪府内本支店（※京都銀行は全ての本支店で納入できます。）

※上記の金融機関以外で納入される場合は、振込手数料がかかりますのでご了承ください。

② 口座振込による場合（振込手数料はご負担ください。）

後日、本町から口座番号をお知らせいたします。最寄りの金融機関より、お知らせした口座番号へ寄附金を入金してください。

③ 現金書留による場合（郵便手数料はご負担ください。）

現金書留の封筒に、「ふるさと島本応援寄附金申込書」と現金を同封のうえ、島本町役場政策推進課あてに郵送してください。

④ 窓口持参による場合

「ふるさと島本応援寄附金申込書」と現金を持参のうえ、島本町総合政策部政策推進課までお越しください。

- ・取扱窓口：島本町総合政策部政策推進課（役場 2 階）
- ・取扱時間：平日の午前 9 時～午後 5 時 30 分

◎ 寄附金の受領を証明する書類

納入書で支払った場合は、金融機関等で領収証書を受け取ってください。窓口持参された場合は、その場でお渡しいたします。

口座振込や現金書留で支払われた方には、後日、領収証書を郵送いたします。

寄附金控除を受ける場合は、確定申告が必要です。毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに行なった寄附について、翌年 3 月 15 日までに最寄りの税務署に所得税の申告を行ってください。領収証書は確定申告の手続きに必要ですので、紛失しないよう保管しておいてください。

所得税の確定申告をされない方は、お住まいの市区町村の住民税担当窓口で手続きをしていただきますようお願いいたします。

寄附による税制優遇措置

夫婦と子ども2人で給与収入額が700万円の計算例

例1【寄附金が30,000円の場合】

〔所得税率は10%、住民税所得割額は293,500円〕

寄附金 30,000円		
適用下限額 2,000円	寄附金控除対象額 28,000円	
所得税	住 民 税	
	基本控除額	特例控除額
2,800円	2,800円	22,400円

<控除額の計算方法>

(1) 所得税控除

$$[\text{寄附金} - 2,000 \text{円}] \times 10\% = 28,000 \text{円} \times 10\% = 2,800 \text{円}$$

(2) 住民税基本控除

$$[\text{寄附金} - 2,000 \text{円}] \times 10\% = 28,000 \text{円} \times 10\% = 2,800 \text{円}$$

(3) 住民税特例控除

$$\begin{aligned} & [\text{寄附金} - 2,000 \text{円}] \times [90\% - \text{所得税の限界税率}] \\ & = 28,000 \text{円} \times (90\% - 10\%) = 22,400 \text{円} \end{aligned}$$

控除合計

$$[(1) + (2) + (3)] = 28,000 \text{円}$$

例2【寄附金が100,000円の場合】

〔所得税率は10%、住民税所得割額は293,500円〕

寄附金 100,000円		
適用下限額 2,000円	寄附金控除対象額 98,000円	
所得税	住民税	
	基本控除額	特例控除額
9,800円	9,800円	29,350円

<控除額の計算方法>

(1) 所得税控除

[寄附金 - 2,000円] × 10% = 98,000円 × 10% = 9,800円

(2) 住民税基本控除

[寄附金 - 2,000円] × 10% = 98,000円 × 10% = 9,800円

(3) 住民税特例控除

[寄附金 - 2,000円] × [90% - 所得税の限界税率]

= 98,000円 × (90% - 10%) = 78,400円

ただし特例控除額は住民税所得税割額の1割を限度とするため
この場合の特例控除額は29,350円

控除合計

[(1) + (2) + (3)] ÷ 49,000円 (端数処理のため100円未満切り上げ)

振り込め詐欺などにご注意ください！

ふるさと納税の寄附を語った不当な請求が予想されます。島本町が直接、寄附の勧誘に戸別訪問したり、電話をすることはありませんので、詐欺などにはくれぐれもご注意ください。怪しいと思ったときは、町にお問合せください。

【寄附金申込に関するお問合せ先、申込書の提出先】

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
総合政策部 政策推進課（役場2階）
直通電話 075 - 962 - 5411 ファックス 075 - 962 - 0385

【寄附金にかかる税控除に関するお問合せ】

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
総務部 税務課（役場1階）
直通電話 075 - 962 - 5414 ファックス 075 - 962 - 8770